

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	遠隔医療に関わる規制の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>医師法第20条、歯科医師法第20条によって、医師ならびに歯科医師は、自ら診察を行い、対面で業務を行うことが義務付けられている。「遠隔診療」については、厚生労働省通達「情報機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正において、近年の情報通信機器の技術開発・向上に伴い、一定の条件の下、遠隔医療に対し緩和が図られてきているものの、原則は対面診療となっており、遠隔医療の対象は、在宅難病患者等、決められた医療分野で、かつ一部の僻地や離島などに限られている。</p> <p>また、遠隔医療を行う際に用いる機器が薬事法上の「医療機器」に該当するか不明確な場合がある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>医師法第20条、歯科医師法第20条、 医政局長通知(医政発第0331020号)「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成15年3月31日)</p> <p>薬事法施行令 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条、 医政発第0726005号 平成17年7月26日 厚生労働省医政局長通知</p> <p>民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について(平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発第0331020号、保発第0331005号)</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)第21条、第22条及び第22条の2に規定されている診療に関する諸記録</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>医師不足や緊急時の対応、医療の効率化や質の向上の観点から、ICTの進化に即し、遠隔医療を柔軟に拡大していくべきである。</p> <p>患者からの要請があり、医師や歯科医師の判断に基づき遠隔医療が実施できると判断できる場合は、厳密な対面診療については緩和を図るべき。医師法第20条「自ら診察をしないで、治療をし…」に関して、遠隔医療の定義を追記明示し、遠隔医療が無診察治療と解釈される余地を払拭すべきである。</p> <p>今後は、遠隔医療の対象を、(1) 実証実験などで得た科学的根拠に基づくデータがある医療領域に拡大し、(2) 都心部での遠隔医療も可能とするなど、地理的制約を撤廃することにより、国民医療の質の向上や医療コスト低減に結びつけるべきである。</p> <p>また、遠隔医療を行う際に用いる機器が薬事法上の「医療機器」に該当するか不明確な場合があり、情報通信技術の進展に合わせて、迅速な承認</p>

	や分類を行うべきである。診療報酬に関しては、IT機器の利用や遠隔支援側にも配慮した制度とすべきである。
--	---